

鈴鹿市告示第162号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を策定したので、同法第6条第4項及び鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年鈴鹿市条例第3号）第9条の規定により、その旨を告示する。

なお、関係図書は、鈴鹿市環境部廃棄物対策課において当該告示の日から令和6年8月2日までの間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

鈴鹿市長 末松 則子